

平成23年2月1日

草津市長 橋川 渉 様

草津市自治体基本条例検討委員会
委員長 土山 希美枝

草津市自治体基本条例提言書について（提出）

立春の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平成12年（2000年）4月、地方分権一括法の施行と、地方自治法の改正によって、日本の地方自治は国政との関係のうえで新しい局面に入りました。

自治体の役割は、ますます重要になってきています。以前は「行政とは法の執行である」、いわば、決まったことを粛々とこなすことが期待されていました。今はそれに加えて、草津市という地域の課題に取り組む存在としての役割が欠かせません。

わたしたちの地域には課題が無限にあります。わたしたちは、その課題のうち、草津市という自治体に取り組むべきもの、つまり地域に欠かせないことを代表や市民参加を通じて示し、そのために資源を託しています。このように考えると、「市民の信託によってその地域に欠かすことの出来ない政策を行う」自治体は、地域の政府として位置付けられます。

地域に欠かせない政策、つまり地域の課題解決のため、「自治体がやれること」は増えました。地域の課題解決のために、それらを使いこなす経験と力量をつみ重ねていくかどうか、草津市の未来を大きく変えて行きます。地方分権のもとでは、それを活用する自治体とそうでない自治体との差が開くことになるのです。

このように考えると、平成12年（2000年）分権改革から10年たったいま、これまでの蓄積や成果や課題をふまえて、草津市民にとって草津市がどのような役割を、どのように果たすのかということをはっきりとすることが必要です。この草津市自治体基本条例検討委員会が発足した理由はそこにあると考えています。

本検討委員会は、公募の委員、市職員、またさまざまに市民として草津市と関わってきた20人によって構成されました。本検討委員会では条例が必要なのか、必要であるとすればどのように提言を作っていくのかという起点から議論し、委員会での議論による合意形成を積み重ねて策定していくことといたしました。平成21年（2009年）2月に発足以来、委員会32回のほか、自主的な勉強会8回、しかも各回2時間半から3時間半におよび、ときには休日の半日を費やすこともありました。もちろん、ただ時間をかければよいということではありませんが、この議論が多様な意見を多面的に検討する実りあるものであったことは、本提言書の「委員会での考え方と思い」の内容から

ご理解いただけることと思います。

行きつ戻りつした論点もありましたが、しかし、多くの場合それは本提言書の根幹を固めるための必要な議論であったと考えています。

この議論の成果を、昨年12月の本検討委員会の主催により行った市民フォーラムおよびパブリック・コメントでの意見を踏まえさらに検討し、本提言書の確定にいたしました。

検討を重ねた2年間、社会と政治と地方自治をめぐる流れが急速であるからこそ、草津市民と地域にとって「草津市」という自治体がどのような存在であるか、その基本原則は何かを確立する条例が求められると確信しています。

本提言書が条例や個別の制度に実体化していく過程、さらにはその後の運用の過程で、委嘱された委員の議論によるこの提言書が、さらに広い市民に知られ議論されていくことが重要と考えます。草津市自治体基本条例検討委員会は、今後の市長と議会による議論を通じて、また、市政運営の基本原則についての認知と検証を通じて、市民自らが草津市という自治体を「市民の政府」としていく一歩となることを願い、本提言書を提出するものです。